

## JAXA 調達制度の見直しについてのお知らせ

2025 年 5 月 13 日

JAXA 調達部

当機構では、宇宙航空業界を取り巻く環境や経済情勢が大きく変化している状況を踏まえ、国の研究開発機関として時代に適応した調達制度に改善すべく調達に関する規定の見直しを図っております。

今般 2025 年 4 月 1 日付にて、以下のとおり調達に関する機構内規程類の改正を行いましたのでご承知おきください。なお個別案件における対応方針等につきましては各契約担当者にご相談ください。

### 【主な改正項目(抜粋)】

#### 1. 利益率算定方法の見直し

##### ① 対象となる契約

経費率算定対象企業が JAXA と締結する契約のうち、一定の条件を満たした契約

(※a)対象企業の皆様には、見直しの内容についてすでに当機構よりご説明させていただいております。

(※b)経費率とは

当機構では、原則として当機構と一定の取引規模がある企業を対象に、のちの契約調整を効率的に行えるようにすることを目的として、一定の条件を満たした契約の見積書等において企業が使用する加工費率、一般管理及び販売費、利子率及び利益率等をあらかじめ調査し、算定した結果について協議のうえ、決定しております。

##### ② 見直し概要

経費率のうち利益率の算定方法について適正化を行いました。

(※c)参考資料

第 88 回宇宙利用開発部会 資料 88-1 宇宙基本計画(契約制度の見直し)への対応状況について  
[https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt\\_uchukai01-000037174\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt_uchukai01-000037174_1.pdf)

#### 2. コスト変動調整率の導入

##### ① 対象となる契約

以下(1)～(3)のすべての条件を満たす契約において見積書への計上が可能です。

(1)JAXA の機構プロジェクト／研究開発プロジェクト(新規プロジェクトの契約、並びに既存プロジェクトの新規契約及び変更契約が対象(※d)(※e) )

(2)原価計算方式(※f)の調達案件であること

(3)少額随意契約ではないこと(工事又は製造 250 万円超え、財産の買入れ 160 万円超え、役務 100 万円超えなどを対象とする契約であること)

(※d)プロジェクト総資金に含まれるプロジェクト準備段階以降の契約が対象となります(=ミッション定義段階の契約は対象外)。

(※e)対象となるプロジェクトは JAXA ホームページの以下を参照下さい。なお、JAXA が受託しているプロジェクトや航空関連のプロジェクトなど、一部プロジェクトは記載を省略しています。

[https://www.jaxa.jp/about/transition/index\\_j.html](https://www.jaxa.jp/about/transition/index_j.html)

(※f)原価計算方式:見積書等作成時点の適正な情報により、契約相手方の原価計算制度に基づき計算を行う価格計算目的の原価計算のことを指します。対として市場価格方式があり、市場価格方式は、一般的に競争市場における需要と供給の関係、すなわち売手と買手によって合意された物の価値を貨幣で表したものとなります。

## ② 見直し概要

著しい物価・為替変動への対応として、企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収することを目的に、履行期間に応じたコスト変動調整率を導入し、契約金額に反映します。

### (※c)参考資料

第 88 回宇宙利用開発部会 資料 88-1 宇宙基本計画(契約制度の見直し)への対応状況について

[https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt\\_uchukai01-000037174\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt_uchukai01-000037174_1.pdf)

## 3. 技術提案方式(RFP)における低価格提案への対応

過度な価格競争となることを避けることを目的として、当機構の技術提案方式(RFP)の評価基準について見直しを行い、今後 RFP にて総原価を下回る提案をいただいた場合には、それを理由として不合格とする可能性がございます。

### (※c)参考資料

第 88 回宇宙利用開発部会 資料 88-1 宇宙基本計画(契約制度の見直し)への対応状況について

[https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt\\_uchukai01-000037174\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240723-mxt_uchukai01-000037174_1.pdf)

## 4. 支払方法の柔軟化

(1)前払金(前金)設定可能条件について、対象とすることができる契約の金額を「5000 万円以上」から「1000 万円以上」へ変更します。

(2)前金の設定可能上限について、最大で契約金額の「30%以内」から「50%以内」へ変更します(工事請負契約を除く)。

(3)あらかじめ支払に関する特約条項により前金払いを約定していない場合について、これまで変更契約において前金払いを設定することができなかったところ、変更契約において増額した部分については前金払いを設定することが可能となります。

(4)原契約においてあらかじめ支払いに関する特約条項により中間払いを約定していない場合であって、変

更契約において中間払いを約定した場合について、これまで当該変更契約において増額した部分についてのみ中間払いが設定可能であったところ、過去に契約済みの金額を含む契約総額を中間払いの設定対象とすることが可能となります。

(5)前金払いを行う案件のうち、一定の条件を満たした案件については前金払金利調整額を計算し、計算価格から控除していたところ、本制度を廃止します。

**【問合せ先】**

本件に係るお問い合わせにつきましては、以下の Forms からご連絡ください(ご記入いただいた内容に応じ、当機構からご連絡を差し上げる場合がございますので、必要事項の記入にご協力ください)。

<https://forms.office.com/r/p4YndxHHDQ>

以上